

## 国立大学法人和歌山大学安全衛生委員会規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 18 号

最終改正 令和 6年 3月26日

## (設置)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則第12条第2項及び国立大学法人和歌山大学安全衛生管理規則（以下「安全規則」という。）第16条第2項の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要があると判断される場合には、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 教職員及び臨時職員（以下「教職員等」という。）の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- (2) 教職員等の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員等の健康診断の実施、その他健康の保持増進に関する重要事項

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全衛生管理総括責任者 1名
  - (2) 安全監督者の代表者 1名
  - (3) 産業医 1名
  - (4) 衛生管理者の代表者 5名（衛生工学衛生管理者1名を含む。）
  - (5) 教職員等のうち安全衛生の知識を有する者 2名
  - (6) その他委員会が必要と認める者
- 2 委員会の委員は、前項第1号の委員以外の委員の半数について、国立大学法人和歌山大学の教職員等の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、教職員等の過半数で組織する労働組合がないときにおいては教職員等の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された者とする。
- 3 前項の委員は、学長が委嘱し、任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 前項の委員に欠員が生じこれを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指名した者がその職務を代行する。

## (開会)

第5条 委員会は、毎月1回以上開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

## (議決)

第6条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決

安全衛生委員会規程

するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会の下に、安全衛生管理に関し専門的な事項を審議するために次の専門部会を置く。

部 会 名	審 議 内 容
化学物質管理部会	(1) 労働安全衛生法、同施行令及び関係規則（以下「法令」という。）に規定する化学物質（以下「化学物質」という。）の適正管理及び取扱指導 (2) 教職員等が化学物質にばく露する程度を最小限度にするために講ずる措置 (3) 濃度基準値が設定された化学物質について、教職員等がばく露する程度を濃度基準値以下とするために講ずる措置 (4) 法令に定める危険性又は有害性等の調査の結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露防止措置の一環として実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置 (5) 濃度基準値が設定された化学物質について、教職員等が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときに実施した健康診断の結果とその結果に基づき講ずる措置 (6) 化学物質を使用する場所における作業環境測定計画の実施 (7) 生活排水と一般実験排水の処理計画及び処理後の水質検査 (8) 生活排水処理施設及び一般実験排水処理施設の維持・管理 (9) 濃厚廃液と固体状廃棄物の分別収集・業者委託の計画・実施 (10) 危険物倉庫に一時保管される実験廃棄物の管理・実施 (11) その他生活排水・実験廃棄物の管理及び処理 (12) 毒物・劇物・危険物の適正管理及び取扱指導 (13) 危険物倉庫に保管される劇物・危険物の管理・実施 (14) その他毒物・劇物・危険物の管理・実施
高圧ガス管理部会	(1) 高圧ガスの適正管理及び取扱指導 (2) 高圧ガスタンクの維持・管理 (3) 液体窒素の購入及び使用の計画・実施 (4) その他高圧ガスの管理・実施
放射線・レーザー管理部会	(1) 放射線・レーザーの適正管理及び取扱指導 (2) 放射線・レーザーの維持・管理 (3) その他放射線・レーザーの管理・実施

2 各専門部会の委員は、委員会において選出する。

3 専門部会にそれぞれ座長を置き、それぞれの分野における安全監督者を充てる。

4 各専門部会は、審議した結果を委員会に具申する。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は人事労務課において処理し、専門部会に関する事務は施設整備課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第384号）

この改正規程は、平成17年3月18日から施行し、平成17年2月16日から適用する。

附 則（平成17年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第436号）

この改正規程は、平成17年6月23日から施行する。

附 則（平成20年11月17日一部改正：法人和歌山大学規程第879号）

この改正規程は、平成20年11月17日から施行する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1020号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1464号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1495号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規定改正後、最初に第3条第1項第1号から第7項により選出される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2230号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2338号）

この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月15日一部改正：法人和歌山大学規程第2522号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、化学物質管理部会審議内容の第3号から第5号については、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2725号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。